第4672号 令和2年6月16日

西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇ 告 示

ページ

○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

北九州市告示第274号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例(平成元年北九州市条例第8号) 第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管し たので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車 の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所 別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課(電話 093-582-2274)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車	移動し、	移動し、保	保管及び返還を行う
が放置されていた場所	保管した	管した年月	場所
	自転車の	日	
	台数		
JR門司港駅周辺地区自	2 台	令和2年5	北九州市門司区西海
転車放置禁止区域		月18日	岸一丁目3番
門司区自転車放置禁止区	2 台	令和2年5	西海岸自転車保管所
域外		月25日	

	T		1
JR小倉駅周辺地区自転	7 台	令和2年5	北九州市小倉北区青
車放置禁止区域		月11日	葉二丁目1番
	3 台	令和2年5	青葉自転車保管所
		月 1 5 日	
	8 台	令和2年5	
		月26日	
JR西小倉駅周辺地区自	2 1 台	令和2年5	
転車放置禁止区域		月 2 2 日	
小倉北区自転車放置禁止	1 台	令和2年5	北九州市小倉南区下
区域外		月7日	城野一丁目1番
	1 台	令和2年5	下城野自転車保管所
		月12日	
	4 台	令和2年5	
		月15日	
	1 台	令和2年5	
		月19日	
	3 台	令和2年5	
		月21日	
	2 台	令和2年5	
		月25日	
	1 台	令和2年5	
		月26日	
モノレール徳力嵐山口停	1 台	令和2年5	北九州市小倉南区八
留所周辺地区自転車放置		月20日	重洲町16番
禁止区域			八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止	1 台	令和2年5	北九州市小倉南区下
区域外		月7日	城野一丁目1番
	1 台	令和2年5	下城野自転車保管所
		月12日	
	2 台	令和2年5	
		月15日	
	2 台	令和2年5	
		月19日	

	1 台	令和2年5	
		月21日	
	4 台	令和2年5	
		月26日	
	2 台	令和2年5	
		月28日	
若松渡船場周辺地区自転	2 台	令和2年5	北九州市若松区響南
車放置禁止区域		月13日	町8番
			小石自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止	15台	令和2年5	北九州市八幡西区築
区域外		月8日	地町10番
	1 台	令和2年5	築地自転車保管所
		月12日	
	1 台	令和2年5	
		月20日	
JR折尾駅周辺地区自転	3 台	令和2年5	北九州市八幡西区長
車放置禁止区域		月12日	崎町2番
			長崎町自転車保管所
JR黒崎駅周辺地区自転	2 台	令和2年5	北九州市八幡西区築
車放置禁止区域		月18日	地町10番
			築地自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止	1 台	令和2年5	
区域外		月14日	
	2 台	令和2年5	
		月29日	
JR九州工大前駅周辺地	3 台	令和2年5	北九州市戸畑区三六
区自転車放置禁止区域		月8日	町13番
	2 台	令和2年5	三六自転車保管所
		月28日	
JR戸畑駅周辺地区自転	3 台	令和2年5	
車放置禁止区域		月21日	
戸畑区自転車放置禁止区	1台	令和2年5	
域外		月7日	

_		
	3 台	令和2年5
		月19日